

建設工事等の入札における一抜け方式の取扱い

川 口 市

本市では、市内企業の幅広い受注機会の確保を図るため、一抜け方式による入札を採用しております。

1 一抜け方式とは

一抜け方式とは、対象とする複数の工事等の案件において、あらかじめ落札決定順位（開札の順番）を定めておき、落札決定順位の上位の案件で落札者となった業者の他の案件の入札書を無効とすることにより、下位の案件の落札者を決定する入札方式です。

2 一抜け方式による落札者の決定

一抜け方式では、あらかじめ落札決定対象とする工事等の案件に落札決定順位（開札の順番）を決めておき、上位の案件から順に落札決定をします。上位の案件で落札者となった業者の入札書は、下位の案件では無効となり、落札者となることができません。

一抜け方式を適用する案件、落札決定順位は入札公告に明示します。

3 適用する対象

本市が発注する建設工事、建設工事に係る設計、調査及び測量委託のうち、次の要件のすべてを満たすもののうち、特に市長が認めたものとします。

- (1) 入札方法が一般競争入札又は参加意思確認型指名競争入札である場合。
- (2) 同一日に公告又は指名し、かつ、同一日に開札をする場合。
- (3) 建設工事については、工事種別及び入札方法が同一であり、かつ、川口市建設工事等入札参加資格に関する規則（昭和41年規則第52号）別表の発注標準における同一の等級を含む場合。

4 一抜け方式の注意点

- (1) 一抜け方式を適用する場合の開札の順番は、設計金額の高い順とします。
- (2) 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の適用については、個別の案件ごとに定めます。
- (3) 一抜け方式を適用した結果、落札決定順位下位の案件において、当該入札の参加者が1者以下となる場合は、当該入札の競争性確保のため、一抜け方式を適用しません。
- (4) 一抜け方式を適用する入札であっても、当初から1者のみの入札であった場合は、一抜け方式を適用する必要がないことから、通常の競争入札として、当該入札は従前どおり有効となります。

- (5) 一抜け方式を適用した案件に建設工事共同企業体等（以下「共同企業体」という。）が落札者となった場合は、以後の落札決定順位下位の工事等においては、当該共同企業体及び共同企業体構成員のすべての者の入札書を無効とします。
- (6) 落札決定順位上位の一部の入札案件が中止又は入札の不調若しくは不落等により取りやめとなった場合は、以後の落札決定順位を繰り上げて入札手続を続行します。
- (7) 順位表内の入札案件において、入札手続の延期等があった際は、当該入札案件以降の入札手続も同様とする場合があります。
- (8) 落札決定順位上位の案件が、落札決定後に契約の不締結又は契約が解除された場合でも、その理由に関わらず落札決定順位下位の案件の落札決定には影響しないものとします。